

令和4年(ヤ)第 225号 損害賠償等請求事件

対象事件の表示 最高裁判所第一小法廷 令和元年(才)第1255号

対象事件の決定日 令和元年10月24日

匿名処置

再審の訴状(2)

令和4年8月14日

最高裁判所第一小法廷 御中

当事者表示

(申立人) 上告人 株式会社 W T

代表者代表取締役 O S M H

上告人 O S M H

上告人 O S K K



(相手方) 被上告人 国、代表者法務大臣 齋藤 健
(新法務大臣就任)

上告人

100-0000 東京都■■■区■■■丁目□□番□□号

株式会社 W T

(電話 03-0000-0000)

代表者代表取締役 O S M H 印

(住所電話 同上) O S M H 印

(住所電話 同上) O S K K 印

(注) 誤字訂正等
裁判所に申立て済み

赤字 の様に
表記する。

〈はじめに1〉

- ① 最高裁判所令和元年（オ）第1255号の損害賠償等請求事件、並びに 最後の令和3年（ヤ）第245号 令和4年6月22日付 調書（決定）により棄却が確定した。よって 本日付「再審の訴状（2）」（以下「本紙」という。）を最高裁判所に2部と上告人ら用として表紙部のみ1部を郵送提出する。返送用封書郵便切手を同封しますので、返送してください。（コロナ禍の折の処置）。
- ② 令和4年8月14日付 再審の訴状（2）「第一準備書面」（別紙）、令和4年8月14日付 再審の訴状（2）「第二準備書面」（別紙）、令和4年8月14日付 再審の訴状（2）「第三準備書面」（別紙）の各3部を 上記①に同封して郵送提出する。そのうち上告人ら用として各1部を郵便にて返送してください。

〈はじめに2〉

本件の主張内容を明確化するため、必要とするとき 下記のように区別する。

- [1] 本件損害賠償請求事案（以下「[1] 損害賠償請求 又は [1] 本件事案 又は [1] 本件事件 又は [1]」という）。原審「別件訴訟」東京地方裁判所平成8年（ワ）第17033号事件 並びに 上訴の東京高等裁判所平成11年（ネ）第4089号事件をいう。
- [2] 本件訴追請求事案（以下「[2] 本件訴追請求 又は [2] 訴追請求 又は [2]」という。）。上記同 [1] 第一審・控訴審の裁判官らが重大な違法行為をした事実から、裁判官弾劾法に基づき裁判官訴追委員会に訴追請求（甲157）した事案をいう。
- [3] 多くの市民からの訴追請求事案、（以下「[3] 多くの市民からの訴追請求、又は [3] 市民からの訴追請求 又は [3]」 という。）
- [■] 何かの事情で訴追請求しなかった、当該裁判官から被害を被った市民の個々

の事案、並びに その他市民国民のための主張をする。(以下「[■]」という)。

[1]、[2]、[3]、[■]の詳細は本件において主張する。

〈はじめに3〉

下記のとおり 必要により 訴訟を区分けする。

- 「別件訴訟」東京地方裁判所平成8年(ワ)第17033号事件、東京高等裁判所平成11年(ネ)第4089号事件(以下「別件訴訟」という)。
- 「前々訴訟」東京地方裁判所平成18年(ワ)第22278号事件、東京高等裁判所平成19年(ネ)第3655号事件、最高裁判所平成20年(オ)第280号事件並びに最高裁判所平成20年(受)第325号事件・再審請求事件を含む(以下「前々訴訟」という)。
- 「前訴訟」東京地方裁判所平成23年(ワ)第29751号事件、東京高等裁判所平成24年(ネ)第1507号事件、最高裁判所平成24年(オ)第1778号事件・再審請求事件を含む(以下「前訴訟」という)。
- 「本件訴訟」第一審 東京地方裁判所平成30年(ワ)第3885号事件。控訴審 東京高等裁判所平成31年(ネ)第131号事件。上告審 最高裁判所令和元年(オ)1255号事件・再審請求事件を含む(以下「本件訴訟」という)。
- 上記「別件訴訟」「前々訴訟」「前訴訟」「本件訴訟」の再審請求事件を含む(以下「全事件」という)、(本件「全事件」本紙、43から44頁・参照)。

第1 請求の趣旨

1 不服に係る判決の表示 並びに 再審の訴状(2)を提出する

- (1) 「全事件」(後記・参照)、並びに「本件訴訟」対象事件・最高裁判所第一小法廷 令和元年(オ)第1255号事件(令和元年10月24日調書決定)棄却。

並びに 最末令和4年(ヤ)第245号 令和4年6月22日調書決定 棄却が確定した(甲294)。不服であるから 本紙 再審の訴状(2)を提出する。

(2) 裁判所に提出した 令和4年7月31日付「再審の訴状」の陳述内容には、多くの文字訂正や陳述内容に訂正変更があります。訂正変更の本紙、令和4年8月14日付「再審の訴状(2)」を提出する。

2 趣 旨

(1) 「本件訴訟」対象事件、最高裁判所第一小法廷 令和元年(オ)第1255号並びに最末の再審請求令和3年(ヤ)第245号 令和4年6月22日(調書決定) 棄却が確定した(甲294)。不服であるから取消し破棄し、本件再審請求する。

(2) 別件訴訟、前々訴訟、前訴訟の請求の趣旨、

損害賠償請求金、ないし 訴訟費用等の請求

- ① 被上告人国は 上告人らに対し、□□9261万4750円 及び このうち □□7185万8692円に対する平成11年3月9日から、このうち精神的慰謝料1165万7058円に対する平成11年3月9日から、このうち貼用印紙代合計510万7500円に対する平成22年12月16日から、このうち399万1500円に対する平成29年12月16日から各支払済みまで民事法定利率年5分の割合による金員を支払え。被上告人国の負担とする。
- ② 本件訴訟の訴訟費用、被上告人国は、上告人らに対し、第一審(貼用印紙代)89万9000円)、控訴審(貼用印紙代)134万8500円、上告審(貼用印紙代)179万8000円) 並びに これに対する判決の送達の日から支払い済みまで、民事法定利率年5分の割合による金員を支払え。
- ③ 訴訟費用は被上告人国の負担とする。

(3) 再審の訴状の貼用印紙代 1500円

(4) 判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因等

1 再審の事由

① 本件再審の事由は、条令「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民訴法338条1項9号）」該当適用する（以下「民訴法338条①9」という。）。

② 同民訴法338条1項9号について、（甲132の3（4）9号 引用する。）

上記①について、再審の事由の判例「9号、判決に影響を及ぼすべき重要な事項についての判断の遺脱とは、職権調査事項であると否とを問わず、当事者が適法に訴訟上提出した攻撃防御方法たる事項で、当然判決の結論に影響あるものに対し、判決理由中で判断を示さなかった場合である（大判昭7・5・20民集11-1005）」判例違反該当適用する（〈書籍〉条解 民事訴訟法〔第2版〕、甲132の3（1732頁）。（4）9号、下から3行目以下・照合）。なお『条解 民事訴訟法〔第2版〕』の「奥付」（甲132の6）証拠確認する。

対象事件は前提事実の東京高等裁判所平成11年（ネ）第4089号事件の判決（甲8）である。以下に詳細陳述する。

③ 上記②の同判例部分「9号、判決に影響を及ぼすべき重要な事項についての判断の遺脱とは」、控訴人が、重要な事項 後記【1】ないし【5】（後記、24頁（お）以下・照合。）主張どおり、高等裁判所は平成11年10月27日に初めての口頭弁論を開催し、その同日に弁論終結を言い渡した（判決書（甲8・13頁・参照）。その【1】ないし【5】各④項目には、「準備書面には、次に掲げる事項

を記載する（民訴法161条2項）」 「攻撃又は防御の方法（民訴法161条2項1号）」 違法適用があり、そのうち、【5】の④項目については「相手方の請求及び攻撃又は防御の方法に対する陳述（民訴法161条2項2号）」 違法適用がある。同判例部分の「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について」である。その「攻撃又は防御の方法（民訴法161条2項1号）」の「重要な事項」の書類・文書の「排斥の事実がある」「排斥」をした。同「排斥」は、判決書（甲8）において、同判例部分の「判断の遺脱」判断がぬけている。すなわち上記同判例部分の「9号、判決に影響を及ぼすべき重要な事項についての判断の遺脱」該当である。

- ④ 上記②の同判例部分の「職権調査事項であると否とを問わず」、とは、そのとおり適用する。
- ⑤ 上記②同判例部分の「当事者が適法に訴訟上提出した攻撃防御方法たる事項で」とは、当事者（控訴人）が適法に訴訟上提出した、後記【1】ないし【5】の各④項目において、「準備書面には、次に掲げる事項を記載する（民訴法161条2項）」並びに同「攻撃又は防御の方法（民訴法161条2項1号）」該当違法適用がある。同判例部分の「訴訟上提出した攻撃防御方法たる事項」に該当である。
- ⑥ 上記②の同判例部分「当然判決の結論に影響あるものに対し」とは、結論としてあってはならない別件訴訟控訴審の判決において、上記同「攻撃又は防御の方法」の書類・文書の「排斥の事実がある」「排斥」による棄却判決（甲8）をした。すなわち 同判例部分の「当然判決の結論に影響あるものに対し」に該当である。
- ⑦ 上記②の同判例部分「判決理由中で判断を示さなかった場合である」とは、控訴審判決（甲8）判決理由中には、後記【1】ないし【5】陳述、平成11年10月27日に初めての口頭弁論を開催し、同日に弁論終結を言い渡した（判決甲8、13頁・参照）。その事実は、口頭弁論のすべての書類・文書の「排斥の事実があ

る」「排斥」をした。同裁判所の判決権限を「排斥」したに当たり、その上騙取の違法の棄却判決（甲 8）をした。すなわち 同判例部分の「判決理由中で判断を示さなかった場合」に該当である（上記①ないし⑦は本紙、弁論の全趣旨・照合）。

⑧ 上記①ないし⑦から、上記判例「同条文（大判昭 7・5・20 民集 11-1005）」判例違反該当適用であるから、本件再審の事由の条令「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民訴法 338 条 1 項 9 号）」

該当適用である。「再審の事由」がある。

⑨ 本件最高裁判所は 上告人らに対し 本件請求の再審を決定し、速やかに 本件請求の 判決容認、ないし 被害損害苦難等につき救済しなければならない。

被上告人国は、上告人らに対し、損害賠償等その他その責務は免れない。

〈追記〉 念のため 追記追認する。前提事実の上記【1】ないし【5】について、判決（甲 8）には、事実誤認不当違法違憲の当該不利益処分による騙取の棄却の確定判決を不当取得した。その事実は「（最高法規の遵守）この憲法は、国の最高法規

規であって、その条規に反する法律、命令——及び国務に関するその他の行為の
全部又は一部は、その効力を有しない（憲法 98 条 1 項）」該当違憲適用（本件、

弁論の全趣旨・照合。）する。上記から、判決（甲 8）並びに終局最高裁判所令和元年（オ）第 1255 号の棄却判決のすべての効力は無効「違憲（憲法 98 条①）」である。取消し破棄する（本件、弁論の全趣旨・照合）。本件最高裁判所は 同時に上告の理由があるとして自訴し、上告人らの被害損害苦難等の実体から 本件損害賠償等請求を容認する判決並びに救済する特別の再審裁判をしなければならない。

② 【1】別件訴訟 請求の原因 1（訴状甲第 5 号証、引用転記）

（「別件訴訟」の原告訴訟代理人が作成、以下に引用陳述する）。

1 (当事者)

- ① 原告は、仕出し弁当、仕出し料理その他食品加工販売等を業務とする株式会社である。
- ② 被告株式会社有職（以下「被告有職」という。）は、寿司の委託加工、割烹料理その他食品加工販売等を業務とする株式会社である。
- ③ 被告新井賢治（以下「被告新井」という。）は、被告有職において実質的な権限を有する者で、「会長」と称せられている者である。

2 (業務委託管理契約)

- ① 原告および被告有職は、平成6年4月ころ、下記の約条にて弁当製造についての業務委託管理契約（甲233）を締結し、同年5月10日ころ契約の内容を書面化した（甲第1号証（旧）＝「同契約」（甲233））。
 - イ 被告有職は原告に対し、被告有職の売店および販売先へ納入する商品（弁当、食品等）の製造及び納品を委託する。
 - ロ 原告は、商品を被告有職の指導の下に製造し、被告有職の名において販売する。
 - ハ 原告は被告有職の承諾なしに商品を販売することはできない。
- ニ 被告有職は原告より商品を買取り、右代金は各販売店および販売先で定まった支払期日に支払うものとする。
- ② 原告および被告有職は、本契約を締結するに際し、本件契約において納入する商品の量を毎月1000食とする旨ご合意をした。

3 (本件契約に至った経緯)

- ① ところで原告および被告有職が本件契約締結に至った経緯の概要は下記のとおりである
- ② 原告は、原告代表者 OSMH が個人として営業していたものを昭和62年9月

に会社として設立発足し、弁当製造および納入を業務として行っていたものであるが、平成5年暮れに被告有職より毎月1000食(挿入、正しくは2000食)の弁当の製造納入ができないかとの問い合わせを受け、原告はこれに興味を示した。

③ そして原告は、平成6年2月頃、被告有職の小原信義専務と被告有職の「会長」を務めるという前記被告新井から、是非毎月1000食の弁当を納入してほしいとの要請を受けた。

④ 原告は被告新井からの説明からこの事業が有望であると判断し、同人に原告の工場を見せる等して契約締結に向けて準備を行なった。

そして、被告新井は、被告有職へ大量の弁当を納入する体制を確立するために原告に対し旧来の弁当製造設備一切を放棄させ、新規に店舗改装および備品器具機械の購入をさせた。

⑤ また、原告は被告有職の専属的工場との位置づけを得るため、それまでの取引先との関係を絶ち、業務を一本化した。

⑥ こうして原告は被告有職および被告新井の指示の下に、被告有職に対して日産1000食を納入する体制を作り上げ、前記2のとおり本件契約を締結したのである。

4 (被告有職の委託の不実行)

① 本件契約にもかかわらず、被告有職が原告に対して行なった弁当の製造および納入の委託は、別紙売上一覧表記載のとおり1000食に到底及ばないものであった。

② 原告は前記3のとおり、被告有職の専属工場として改造し従来の取引先との関係も絶ってスタートしてしまったために、被告有職からの委託が極端に少な

いことは原告にとって致命的なものであった。

- ③ そこで原告は被告有職に対して毎月1000食の委託の履行を強く要請したが、被告新井はただただ待つて欲しいと繰り返すばかりで、全く埒があかず、その後も改善の様子が見られなかった。
- ④ 結局、平成7年5月には一日あたり75食前後の委託になってしまい、翌6月初旬には委託が一方的に途絶えてしまったのである。

5 (被告らの責任)

- ① 以上につき被告有職には、本件契約で定めた委託数を達成していない点で債務不履行責任が生じ、後記6の損害につき損害賠償義務を負う。
- ② また、被告新井には、被告有職が毎月1000食を委託することを約束して原告を被告有職の専属工場に改造させたにもかかわらず故意または過失にて右委託数を達成しなかったという点で不法行為責任が生じ、後記6の損害につき損害賠償義務を負う。

6 (原告の損害)

- ① 被告有職及び被告新井の行為によって原告が被った損害は左のとおりであり、合計金2億7185万8692円である。

記

① 本件契約により得べかりし利益

本件契約によって原告は少なくとも年間9600万円の粗利をあげることができたのであり、仮に3年間の得べかりし利益を算定しても金2億8800万円となるが、別紙売上一覧表のとおり原告が平成6年5月から平成7年6月までに受領した利益2742万9415円を控除すると、金2億6057万0585円となる。

② 改装費用

前記3のとおり、原告は本件契約締結の前提として原告工場を改造しているが、被告らの行為によって右改造はすべて無駄になってしまっているのであるから、右改造費用も損害である。

そして、右改造費用は別紙改装費用一覧表のとおり合計金1128万8107円に及ぶ。

7 (結び)

よって、原告は被告有職に対しては債務不履行責任に基づく損害賠償請求として、被告新井に対しては不法行為に基づく損害賠償請求として、それぞれ、金2億7185万8692円およびこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで被告有職については商事法定利率年6分の割合による、被告新井に対しては民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

証拠方法

甲第1号 業務委託管理契約書（訂正、甲233）

（上記は訴状（甲5）記載の引用であり、本件上告人らの陳述である。）

3 [1] 別件訴訟 請求の原因2（本件上告人らの陳述）

① 原審「別件訴訟」原告株式会社 **WT**（以下「原告会社」また「会社」という。）が、株式会社有職（以下「有職」という。）及び 被告新井賢治（以下「新井」という。）を被告として、東京地方裁判所平成8年（ワ）第17033号損害賠償請求事件を平成8年9月2日に提訴（訴状・甲5）した。

② 原告 **WT** 会社は、仕出し弁当、仕出し料理その他食品加工販売業等を業務とする株式会社である。被告株式会社有職は、寿司の委託加工、割烹料理その他食品加工販売等を主業務とする株式会社（宮内庁ご用達）である。

- ③ 突然、原告株式会社 WT は、見知らぬ他人の株式会社有職の新井から、「一日 2000 食製造できるか」と電話による問い合わせを受けた。その電話を専務（原告代表者の妻）が受け、同代表者が後に有職の会社に伺った。その後、有職会社が提示した契約等に同意し、若竹の製造販売体制の切り替えのすべての処理・手続・新対応作業から 工場内の改装ができ、協力工場として準備ができた。
- ④ 新開装開店前に新井は原告会社の従業員全員に対し説明会（甲 2 3 4）を開き、「ただちに日産 1000 食を WT に外注生産の注文をする」約束をした。
- ⑤ しかし 平成 6 年 5 月 1 日の新装開店日から、新井からの生産注文数は およそ 100 食前後ないし 450 食で、それ以上を超えることはなかった。
- ⑥ 一週間がたっても「もうちょっと待て」「もうちょっと待て」と、「新たな売り先〇〇百貨店との、食品コーナーの売り場の新契約ができる」と言った。又原告会社代表者に対して「一度に 1000 食出しても製造できないだろう」という始末。また 被告新井は原告会社に日参来社したが、開店後 25 日ぐらいしたとき、突然「この女性が私の代わりに来る」と言い、新井は その後一度も原告会社に来ることはなかった。
- ⑦ 上記契約合意以前の当時の WT 会社の売上実績は 純利益を計上できた業績、日産 600 食から 1000 食、月 1000 万円以上を売上げていた。
- ⑧ 「有職」会社からの改装開店当初の 3 カ月の当社の受注は、被告会社の月 20 日ないし 22 日の稼働による平均 250 食（日産）の注文で 少量数 95 食ないし最高数 450 食（日産）、それ以降においても超えることはなかった。受注売上は（売上－15%仕切価格）5 月 ¥3,233,315（甲 2 3 5）、6 月 ¥4,813,210（甲 2 3 6）、7 月 ¥3,420,400（甲 2 3 7）である。原告 WT の経営・採算は悪化、

今後の方向性は暗闇状態で 理屈を言っている暇はない。どう立て直すか 要は前向き努力しかない。

- ⑨ なんとかしのぎながら、一部自己販路開拓して何とかかなりそうな時点で、原告若竹の顧問関係であった後記の「八田邦雄」の勧めもあって、損害賠償請求訴訟、東京地方裁判所、平成8年（ワ）第17033号、平成8年9月2日に「別件訴訟」裁判を提訴した（訴状。甲5）。
- ⑩ 被告新井賢治は（以下「被告新井」という。）は、被告有職において実質的な権限を有するもので、「会長」と称せられていた（訴状（甲5）請求の原因一・参照）。下請け契約後になって知ったが、被告新井の言では、「新井」は警視庁本庁との関係から（株）有職の再建の加勢を担う者であった。
- ⑪ 「被告ら訴訟代理人」の平成8年11月13日付け「準備書面一」（甲3）第二、求釈明事項 二、「原告と被告有職が契約に至る経緯」に関して、どのような紹介者が介在したのか、その仲介者の紹介内容、を日時、内容を特定して明らかにされたい。」の主張がある。
- ⑫ 「別権訴訟」第一審裁判において、平成10年7月27日 午前10時30分から 八田邦雄（以下「八田」という。）の証人尋問が開始された。その法廷において、1ないし23項目の質問を原告代理人平澤慎一、その次の24項目の質問（正確には24以降28項目ぐらいの質問をした記憶があり・その質問部分が裁判所によって調書に記載すべきを記載不備があるから 最後の質問の24項目とする（甲1の1）。）を原告代理人岩井重一が証人八田に質問した。上記⑩の被告ら訴訟代理人・被告準備書面一（甲3）を引用、示して読み、同八田に質問した。『原告と被告有職が契約に至る経緯』に関して、どのような紹介者が介在したのか、その仲介者の紹介内容、を日時、内容を特定して明らかにされたい。』

とある。その『介在者を知っているか』と質問した。証人八田は『知らない』と答えた。裁判所は「八田」の証人尋問調書（甲1の1）に記載すべきを、その記載を「排斥」した。その「排斥」は「証人、当事者の陳述（民訴規67条1項3号）」該当違法であり、その他違法（後記主張する）がある。

- ⑬ 裁判所は 証人調書（甲1の1・参照）に、その1ないし23項目の質問及び24項目『介在者を知っているか』の質問、証人の答弁『知らない』の全部を 裁判所が記載不備の「排斥」をした。原告代理人のその質問の「排斥」は原告本人の主張権利質問の「排斥」であり、裁判官の職務権限による違法の「排斥」である。裁判上でそのような事実はあってはならない重大な違法である。
- ⑭ 原告代理人弁護士岩井重一、同弁護士平澤慎一の「回答書」（甲4）3 『当職は敢えて八田氏の証人尋問の際に「介在者を知っているか。」と尋ねたわけです。これに対して、八田氏は「知らない」と答えたことは貴殿もご承知のとおりです』。明確な証明がある。
- ⑮ 上記①ないし⑭のとおりから、東京地方裁判所は平成11年3月8日判決（甲7）をもって原告提訴の訴訟につき 一部被告会社（株）有職の代表者小原治義の不出廷による容認判決があるが 被告新井の責任を否定した事実誤認不当違法の判決であり、また その判決は 裁判官の職務権限による極めて重大な「訴訟手続に重大な瑕疵」、「重要な訴訟手続の違反」の罪違法違憲最高法規違憲の違法行為の悪棄却判決（甲7）をした。（本紙、弁論の全趣旨・照合）。
- ⑯ 原告は、裁判所に規定とおりの訴訟費用（貼り用印紙代）は納めてある。裁判所は棄却判決したこと、原告に対し 権利の剥奪であり、詐欺詐害行為であり、証拠隠滅、職権濫用、その他多くの罪や違法違憲行為がある。極めて重大な裁判上の瑕疵、裁判官による訴訟権利の剥奪である（本紙、弁論の全趣旨・照合）。

日本の民主主義制度上 絶対にあってはならない事件が発生した。

- ⑰ 上記のとおり重大な瑕疵のある法令適用の罪、違法をもって原告に対し棄却処分にした。同重大な瑕疵の違法行為のある判決は、特に、証人八田の証人尋問調書（甲1の1）の原告の代理人が1ないし24項目の質問のすべての弁論及び証人の答弁を調書に記載すべきを「記載不備」による「排斥」したこと、重大な「口頭弁論の調書には、弁論の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない（民訴規67条1項）」「証人、当事者本人——の陳述（民訴規67条1項3号）」該当違法がある。
- ⑱ さらに 「証人調書（甲1の1）の違法の調書と同一期日の違法の調書（甲207）」 同一期日の違法は 平成10年7月27日午前10時30分であり 「裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに調書を作成しなければならない（民訴法160条1項）」 該当違法適用である。裁判所の故意による違法である。
- ⑲ 上記法令違法をしたにもかかわらず、裁判官渡邊左千夫は「八田」の証人尋問の際に 「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います（甲2）」 宣誓をさせた。宣誓書には、八田の署名、押し印がある。裁判官渡邊左千夫は 「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います（甲2）」 宣誓書のとおり、証人に宣誓させ、上記⑰ないし⑱のとおり違法の事実がある。証人調書（甲1の1） 「証人、当事者本人の陳述（民訴規67条1項3号）」 法令違法該当等、その他違法がある。その事実から、証人に宣誓させ、上記同裁判官は 言語道断の矛盾のある違法の宣誓をさせた 「（宣誓） 証人には、特別な定めがある場合を除き、宣誓をさせなければなら

い（民訴法201）」（類推解釈）該当違法適用である。

② さらに 同裁判所は 上記のとおり法令適用の違法判決をもって「被告新井に対する請求を棄却し、当時既に倒産状態であった有職に対する請求のみを容認するという新井及び八田に有利な判決（甲7）をし、新井及び八田を幫助した（判決・甲94、第3 1 請求の原因（1）ア（ア）・照合）。原告に対し、事実誤認不当違法違憲の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決（作為）を不当取得させた。

② 裁判所は 原告代理人による上記その質問と答弁の「排斥」・原告本人の質問権利を「排斥」して、裁判官の職務権限による 極めて重大な「訴訟手続に重大な瑕疵」、「重要な訴訟手続の違反」、「罪違法違憲最高法規97条ないし99条違憲」の違法行為（後記に主張する）の棄却判決（甲7）をした（本紙、弁論の全趣旨・照合）。

被告「有職」代表者の法廷欠席による一部容認があるが、同裁判所は 違法の判決書（甲7）をもって、被告「新井」の責任につき、無罪放免にしたことは、極めて重大であってはならない悪棄却判決をした。

② 原告は 本件の訴訟費用は規定のとおり支払ったから、上記悪棄却判決は原告本人の権利の剥奪、詐欺行為である。また証拠隠滅、職権濫用、ほか多くの罪や違法違憲がある。原告は保障された裁判を受ける権利ほか多くの基本的人権の違憲がある第一審裁判官による訴訟権利の剥奪がある（上記①ないし②は、本紙、弁論の全趣旨・照合）。

4 別件訴訟 判決（甲94）結果を引用して陳述する。追認する。

① 「別件訴訟」東京地方裁判所、前提事実の平成8年9月2日 平成8年（ワ）

第17033号 損害賠償等請求事件として提訴した（訴状、甲5）。

判決（甲 9 4）結果を引用、第 3 1

別件訴訟の受訴裁判所の違法行為（3 頁、上から 2 行目から）、

（イ）上記第一審裁判所の行為は、最高法規である憲法 9 7 条ないし 9 9 条に違反し、幫助罪及び証拠隠滅罪並びに虚偽公文書作成及び同行使罪に当たり、また、職権濫用かつ信義則違反であり、違法である。

（上記につき、上告人らは引用内容の事実を認める。）

上記につき、以下に第一審裁判所、法令違反該当を以下に陳述する。

ア 「正犯を幫助した者は、従犯とする（刑法 6 2 条 1 項）」罪適用違法である。

（以下「同条文（刑法 6 2 条 1 項）」という。）

イ 証拠隠滅罪「他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し若しくは変造し、

又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の懲役又は三十万円以

下の罰金に処する（刑法 1 0 4 条）」罪適用違法である。（以下「同条文（刑法

1 0 4 条）」という。）

ウ 虚偽公文書作成及び同行使、虚偽公文書作成の罪 「(虚偽公文書作成等) 公

務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、

又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、

前二条の例による（刑法 1 5 6 条）」罪適用違法である。（以下「同条文（刑法

1 5 6 条）」という。）

エ 虚偽も偽造も同様から 虚偽文書の行使であり、他人に使用して示したこと

「偽造（挿入・虚偽）文書の行使は、その原本を他人に示すことによって成立

する（大判明 4 3・8・9 形録一六・一四五二）」判例違反適用又は類推解釈判

例違反適用である。（以下「同判例文（大判明 4 3・8・9 形録一六・一四五二）」

という。）

オ 上記、第一審の違法は 上記 判決（甲7）には裁判官渡邊左千夫の署名があり、判決書（甲7）には「右正本である」証明がある。上記同印章又は署名の有無により区別して前二条の例による（刑法156条）」とは、判決書（甲7）、さらに公務所の公務員の作成すべき文書を偽造した公文書の偽造の文書であり本条「（公文書偽造等）行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は一年以上十年以下の懲役に処する（刑法155条1項）」罪適用違法である。（以下「同条文（刑法155条1項）」という）。

カ 偽造公文書・変造公文書・虚偽公文書を作成して、事実でない虚偽公文書の罪 「（偽造公文書行使等）第百五十四条から前条までの文書を使用した者は、その文章を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書を作成し、又は不実記載させた者と同一の刑に処する（刑法158条1項）」罪適用違法である。（以下「同条文（刑法158条1項）」という）。

キ 第一審の違法の 上記 判決（甲7）の「違法」文書を使用した者、上記ウ、裁判官ら（参照。）である。職権の濫用「（公務員職権濫用罪）公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する（刑法193条）」罪適用違法である。（以下「同条文（刑法193条）」という）。

ク 第一審の違法の上記 判決（甲7）の違法文書を使用した者、上記ウ、裁判官らには信義則違反の信義誠実の原則「（基本原則）権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない（民法1項2項）」違法適用である。

ケ 上記アないしクの罪違法の違法行為から、以下の最高法規違憲である。

別件訴訟第一審裁判官の違法行為から下記の違憲がある、以下に陳述する。

- (i) 最高法規 本条 (基本的人権の本質)「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである (憲法 9 7 条)」違反・違憲がある。

本条は、日本国憲法 前文①「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令——を排除する」条令違反適用であり、前文①「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」条規から、主権ある国民に対し本条「侵すことのできない永久の権利を侵した」「現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである (憲法 9 7 条)」法令違反・違憲である。

- (ii) 最高法規 本条「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない (憲法 9 8 条 1 項)」本条違反・違憲である。(以下「同条文、違憲 (憲法 9 8 条①)」又は「違憲 (憲法 9 8 条①)」という)。

本条違憲は、日本国憲法前文①「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、

法令——を排除する」条令違反適用であり、前文①「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」から、主権ある国民に対しての最高法規違憲行為であり、本条「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令——及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない（憲法98条1項）」違反・違憲があり、並びに同「法律、命令、国務に関するその他の行為の全部又は一部は効力を有しない」規定内容から、その効力は無効である。並びに同「条規に反する法律、命令及び国務に関するその他の行為の全部又は一部」とは、[1] 本件事件、別件訴訟第一審裁判所は違法行為をして違法判決（甲7）した。特に、上記証人調書の1ないし24の質問と証人の答弁を「記載不備」にして排斥した（甲1の1）。並びに 第一審裁判官は違法行為の違法判決（甲7）した。その効力は無効である（違憲「憲法98条①」）。取消し破棄する。

（1）別件訴訟、第一審裁判所の違法行為

平成18年（ワ）第22278号（甲94）引用、

判決（甲94）、（2頁上から13行目から）

第3 当事者の主張 1 請求原因

（1）別件訴訟の受訴裁判所の違法行為 ア 別件訴訟第一審

（ア）原告 WT は、株式会社有職（以下「有職」という。）及び有職の会長と称する新井賢治（以下「新井」という）に対する損害賠償請求訴訟を提起した（東京地裁平成8年（ワ）第17033号）。しかし第一審裁判所は、原告 WT の顧問であった八田邦雄（以下「八田」という。）と関係のある警察と癒着し、（挿入、八田（言）、事件発生前から八田の娘婿 石崎 章は当時警視庁本庁警察官の犯罪捜査活動の刑事であった。） 八田の証人尋問調書（以下「本件尋問調書」という。）

(挿入、「甲1の1」・参照。)において、尋問の日付を偽った上(挿入、後記(2
8頁)(お)【4】の調書(甲1の1)の違法の調書と(甲207)同一期日の違
法の調書・参照。)、原告WTによる質問の全部及び八田の答えの一部を故意に記
載しなかった(挿入、証人尋問調書(甲1の1)の1ないし24項目の質問・その
24項目の答弁の「記載不備」の違法調書、認定⇒(甲7)、10頁、第三、一認
定事実 11頁 証人八田邦雄・記載がある・参照。) さらに、第一審裁判所は、
八田と関係のある警察(挿入、上記本案につき、警察官石崎章の所属していた警視
庁本庁が介入した・甲134、135、136・照合。)と癒着し(挿入、警察と
別件訴訟第一審裁判官・渡邊左千夫が癒着し、さらに渡邊左千夫を訴追請求したが
訴追免除の不訴追の決定、令和1年6月5日現在・東京高裁第12民事部裁判官と
して在職の証拠(甲289)・参照、不服である。)上記不当な本件尋問調書(挿入、
甲1の1・八田邦雄証人尋問調書)の違法調書と(甲207・被告、被告新井の本
人尋問調書の同一期日の違法の調書。)(挿入、判決(甲7)、10頁、第三、一
認定事実 11頁 証人八田邦雄・被告新井・記載がある・参照。)に基づき、新
井に対する請求を棄却し、当時既に倒産状態であった有職(挿入、被告新井(言)、
被告有職の負債額(約)40億円)に対する請求のみを容認するという新井及び八
田に有利な判決をし、新井及び八田を幫助した。

(上記につき、上告人らは引用内容の事実を認める。)

(挿入、原告・本人(WT)は 本案の当事者である原告と被告の争いにつき、裁
判所が罪・違法するとは想像・予期できなかつたと敢えて記載する。原告本人は上
記八田との顧問関係から、他人の新井、自称、他人事業の立て直し屋・自称(株)有職
会長から、突然WTに電話で「1000食(2000食と聞く)の弁当を作れる
か」の勧誘「本件業務委託契約は、被告有職側の被告新井から原告に対して一方的

に持ちかけられたものであり（甲208・第一一2・参照）」事実主張がある。及び 警察と裁判官渡邊左千夫の癒着の行為から本件多大な損害被害を受ける事件が発生した。上記事実は 本訴において裁判所の国家権力の裁判行為の公的悪意から 本件上告人らは別件訴訟第一審・控訴審裁判所の違法違憲の棄却判決によって、原告・控訴人は損害被害負担の犠牲を強いられた。本件上告人らは、許さない。）

《上記のまとめ》

別件訴訟第一審（一部控訴審関係の含む）は、上記のとおり「原告会社」に対し、上記罪や違法の判決をもって事実誤認不当違法違憲の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決（甲7）を不当取得させた（本紙、弁論の全趣旨・照合）。上記は、第一審裁判官が異常な悪行為をした証明の陳述である。

★評価、本件上記のとおり 日本の裁判史上異常な判決をした事実は、特別公務員の裁判官の絶対的的最高権力をもって罪違法違憲の判決をした。許されない。

★評価、本件、上記のとおり 侵してはならない裁判官が 罪違法違憲を侵した事件であり、日本の民主主義制度の崩壊である。今後も 裁判官による被害が発生する。日本の適法な国民は絶対に許さない事件である。

5 「別件訴訟」東京高等裁判所に上訴した違法等の理由

(1) 「別件訴訟」東京高等裁判所、平成8年9月2日 平成11年（ネ）第4089号 損害賠償等請求控訴事件として上訴した（控訴状、甲9）。追認する。

(2) 上記判決（甲8）には「訴訟手続に重大な瑕疵」及び「重要な訴訟手続に違反」がある。これを理由として、上記判決（甲8）の取消しと事件の再審判を求める非常の不服申立である（甲132の1、再審1（1）再審の目的・照合）。

(3) 裁判所は原告に 事実誤認不当違法違憲の当該不利益処分による騙取の棄

却の確定詐害判決（甲 8）を不当取得させた。

(4) 上記の理由から 騙取の確定棄却判決（甲 8）であること「（既判力）確定判決は、主文に包含するものにかぎり、既判力を有する（民訴法 114）」効力は無効である（「違憲（憲法 98 条①）」により、取消し破棄する。

(5) 別件訴訟 東京高等裁判所平成 11 年（ネ）第 4089 号事件の判決書（甲 8）は前提事実の極めて重大な罪該当違法違憲の違法行為がある。追認する。

(あ) はじめに

「（再審）前項に規定するほか、再審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、各審級における訴訟手続に関する規定を準用する（民訴規 211 条 2 項）」。

並びに「当事者は、第一審における口頭弁論の結果を陳述しなければならない（民訴法 296 条 2 項）」規定から、別件訴訟の代理人による控訴状（甲 9）、

控訴の理由「控訴人が本訴の請求原因として主張する事実は、原判決の事実摘示のとおりであるが、本件につき被控訴人の損害賠償責任を否定した原判決には、

事実誤認ないし法令適用の違法があり、取消しを免れないものである（甲 9・照合）」記述がある。

(い) 上記につき、判例『第一審で主張されなかった（第一審の準備書面・口頭

弁論調書中には存在しない）事実であっても、第一審判決事実摘示に該当事

実（挿入・控訴状（甲 9）控訴の理由、「控訴人が本訴の請求原因として主張

する事実は、原判決の事実摘示のとおりであるが、本件につき被控訴人の損

害賠償責任を否定した原判決には、事実誤認ないし法令適用の違法があり、

取消を免れないものである。）の主張がなされた旨記載され、控訴審での口頭

弁論期日において「第一審判決事実摘示のとおり陳述する」旨弁論したとき

は、前記事実は控訴審の口頭弁論で陳述されたことになる（最判昭 61・1

2・11判時一二二五・六〇)判例該当適用する』 該当判例適用である。

すなわち 第一審の主張は 控訴審でも主張したことになる。本件控訴審においても、罪違法違憲等の事実がある。本件上告の再審においても同様とする（本紙、弁論の全趣旨・照合）。

(う) 本件東京高裁事件は 裁判所裁判官らが侵した重大な罪、違法、違憲事実がある。別件訴訟の東京高等裁判所当該3名裁判官等の総称（以下「**高等裁判所**」という。）平成11年（ネ）第4089号事件を前提事実の極めて重大な違法行為があり、下記に陳述する。

(え) 念のために確認記述する。東京高裁は、平成11年10月27日に第一回口頭弁論を開催し、同日平成11年10月27日弁論終結した（甲8判決13頁・参照）、また 控訴人本人は 控訴人の代理人岩井・平沢とともに法廷に出席した。平成11年10月27日に1回の法廷の開催で、口頭弁論終結を言い渡した（判決・甲8、13頁・参照）。裁判所の重大な違法違憲行為のある判決書（甲8）であり重大な事件である。以下に陳述する。

(お) 上訴の控訴状（甲9）には**重大な違法該当の違法行為がある**。追認する。

【1】 控訴状（甲9）

① **控訴状（甲9）**（以下「**控訴状（甲9）**」という。）は 控訴人の訴訟代理人が平成11年3月25日に裁判所に提出した。

② その**控訴状（甲9）**には 控訴の理由、「控訴人が本訴の請求原因として主張する事実は、原判決の事実摘示のとおりであるが、本件につき被控訴人の損害賠償責任を否定した原判決には、事実誤認ないし法令適用の違法があり、取消しを免れないものである。詳細は、追って準備書面をもって提出する**「(甲9)の主張**」(以

下「(甲9)の主張」という。)の陳述がある。

控訴状(甲9)は「(甲9)の主張」陳述から 準備書面を兼ねる「攻撃又は防御の方法を記載した訴状は、準備書面を兼ねるものとする(民訴規53条3項)」該当適用である。

「高等裁判所」は 上記「(甲9)の主張」の「事実誤認ないし法令適用の違法があり、取消しを免れないものである。」の陳述があるにもかかわらず それを無視して 平成11年10月27日に初めての口頭弁論を開催し、その同日に弁論終結を言い渡した(判決書、甲8・13頁参照)。

③「高等裁判所」が上記弁論の終結を言い渡したその時点で 訴訟行為(争いの審理)を打ち切った弁論の終結は 当事者の争いの口頭弁論の否定であり、次項④に記述した「高等裁判所」が行なった「排斥」による違法が確定であり、その「排斥」の法令違背は後記する「最高法規違憲・違法行為(後記照合)」の確定(後記に詳細主張する、並びに 本紙、弁論の全趣旨・照合。)である。

④「高等裁判所」がその当事者(控訴人)に審理を尽くさせることなく1回で弁論終結しこと、「高等裁判所」が「控訴状(甲9)」・「(甲9)の主張」の書類・文書の「排斥」「攻撃又は防御の方法」書類・文書の「排斥」その「審理の排斥」「証拠の排斥」「口頭弁論の審理」を「否定」した「排斥」の事実がある(以下「排斥の事実がある」という。)
「排斥」をした。同「排斥」は 書面で準備し(当然口頭弁論期日において)裁判所に提出しなければならない規定に違背した「(準備書面)口頭弁論は、書面で準備しなければならない(民訴法161条1項)」該当違法適用から「準備書面には、次に掲げる事項を記載する(民訴法161条2項)」並びに「攻撃又は防御の方法(民訴法161条2項1号)」該当違法適用である。(以下「同条文(民訴法161条2項1号)」という)。

上記「排斥の事実がある」書類・文書の「排斥」は 攻撃防御の方法の書類であるから 口頭弁論の期日において「(攻撃防御の方法の提出時期) 攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない(民訴法156条)」該当違法適用である。

- ⑤「高等裁判所」が一回の口頭弁論の開催をもって弁論終結したこと、その時点で「高等裁判所」は当事者(控訴人)に審理を尽くさせない極めて重大な不当違法違憲該当を「排斥」して、被控訴人新井賢治に有利な判決、並びに 控訴人に対し賠償請求を否定し、幫助の罪等該当等の罪がある 棄却判決(甲8)をした。

【2】控訴人第一準備書面(甲220)

- ① **控訴人第一準備書面(甲220)**(以下「控訴人第一準備書面(甲220)」という。)は 平成11年9月7日に「高等裁判所」に提出した。
- ② その**控訴人第一準備書面(甲220)**の提出書類があるにもかかわらず それを無視して 平成11年10月27日に初めての口頭弁論を開催し、その同日に弁論終結を言い渡した(判決書、甲8・13頁参照)。
- ③「高等裁判所」が上記弁論の終結を言い渡したその時点で 訴訟行為(争いの審理)を打ち切った弁論の終結は 当事者の争いの口頭弁論の否定であり、次項④に記述した「高等裁判所」が行なった「排斥」の違法が確定であり、その「排斥」の法令違背は後記する「**最高法規違憲・違法行為**(後記照合)」の確定(後記に詳細主張する、並びに 本紙、弁論の全趣旨・照合。)である。
- ④「高等裁判所」がその当事者に審理を尽くさせることなく1回で弁論終結したこと、「高等裁判所」が**控訴人第一準備書面(甲220)**の書類・文書の「排斥」「攻撃又は防御の方法」書類・文書の「排斥」その「審理の排斥」「証拠の排斥」「口頭弁論の審理」を「否定」した「排斥」の事実がある(以下「**排斥の事実がある**」と

いう。「排斥」をした。同「排斥」は 書面で準備し（当然口頭弁論期日において）裁判所に提出しなければならない規定に違背した「口頭弁論は、書面で準備しなければならない（民訴法161条1項）」該当違法適用から「準備書面には、次に掲げる事項を記載する（民訴法161条2項）」並びに上記「攻撃又は防御の方法」の書類・文書の「排斥」があるから「攻撃又は防御の方法（民訴法161条2項1号）」該当違法適用である。（以下「同条文（民訴法161条2項1号）」という）。

上記「排斥の事実がある」書類・文書の「排斥」は 攻撃防御の方法の書類であるから 口頭弁論の期日において「（攻撃防御の方法の提出時期）攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない（民訴法156条）」該当違法適用である。

- ⑤「高等裁判所」が一回の口頭弁論の開催をもって弁論終結したこと、その時点で「高等裁判所」は当事者（控訴人）に審理を尽くさせない極めて重大な不当違法違憲該当を「排斥」して、被控訴人新井賢治に有利な判決、並びに 控訴人に対し賠償請求を否定し、幫助の罪等該当の罪がある 棄却判決（甲8）をした。

【3】証拠申出書（甲221）

- ① 控訴人代表者本人の「証拠申出書（甲221）」（以下「（証拠申出書（甲221）」という。）は 平成11年10月27日に「高等裁判所」に提出した。
- ② その「証拠申出書（甲221）」の提出書類があるにもかかわらず それを無視して 平成11年10月27日に初めての口頭弁論を開催し、その同日に弁論終結を言い渡した（判決書、甲8・13頁参照）。
- ③「高等裁判所」が上記弁論の終結を言い渡したその時点で 訴訟行為（争いの審理）を打ち切った弁論の終結は 当事者の争いの口頭弁論の否定であり、次項④に記述した「高等裁判所」が行なった「排斥」による違法が確定であり、その「排

斥」の法令違背は後記する「**最高法規違憲・違法行為**（後記照合）」の確定（後記に詳細主張する、並びに 本紙、弁論の全趣旨・照合。）である。

- ④「高等裁判所」がその当事者に審理を尽くさせることなく1回で弁論終結したと、「高等裁判所」が**証拠申出書（甲221）**の書類・文書の「排斥」「攻撃又は防御の方法」書類・文書の「排斥」その「審理の排斥」「証拠の排斥」「口頭弁論の審理」を「否定」した「排斥」の事実がある（以下「**排斥の事実がある**」という。）「排斥」をした。

同「排斥」は 書面で準備し（当然口頭弁論期日において）裁判所に提出しなければならない規定に違背した「**口頭弁論は、書面で準備しなければならない（民訴法161条1項）**」該当違法適用から「**準備書面には、次に掲げる事項を記載する（民訴法161条2項）**」並びに上記「攻撃又は防御の方法」の書類・文書の「排斥」があるから「**攻撃又は防御の方法（民訴法161条2項1号）**」該当違法適用である。（以下「**同条文（民訴法161条2項1号）**」という）。

上記「**排斥の事実がある**」書類・文書の「排斥」は 攻撃防御の方法の書類であるから 口頭弁論の期日において「**（攻撃防御の方法の提出時期）攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない（民訴法156条）**」該当違法適用である。

- ⑤ 「高等裁判所」が一回の口頭弁論の開催をもって弁論終結したこと、その時点で「高等裁判所」は当事者（控訴人）に審理を尽くさせない**極めて重大な不当違法違憲該当**を「排斥」して、被控訴人新井賢治に有利な判決、並びに 控訴人に対し賠償請求を否定し、幫助の罪等該当の罪がある **棄却判決（甲8）**をした。

【4】調書（甲1の1）の違法の調書と（甲207）同一期日の違法の調書

- ① **調書（甲1の1）の違法の調書と（甲207）同一期日の違法の調書**上記 同

一期日は 平成10年7月27日午前10時30分であり 「裁判所書記官は、

口頭弁論について、期日ごとに調書を作成しなければならない（民訴法160条

1項）」該当違法適用である。

別件訴訟平成8年(ワ)第17033号事件の原審第一審裁判所は 上記【4】の

補足 「証人八田の調書（甲1の1）の違法の調書と（甲207・被告新井賢治の

本人尋問調書）同一期日の違法の調書」（以下「調書（甲1の1）の違法の調書と

（甲207）同一期日の違法の調書」という。）を同裁判所が当事者に提出した。

② その「調書（甲1の1）の違法の調書と（甲207）同一期日の違法の調書」

の提出された同書類があるにもかかわらず「高等裁判所」は それを無視して 平成11年10月27日に初めての口頭弁論を開催し、その同日に弁論終結を言い渡した（判決書、甲8・13頁参照）。

③ 「高等裁判所」が上記弁論の終結を言い渡したその時点で 訴訟行為（争いの審理）を打ち切った弁論の終結は 当事者の争いの口頭弁論の否定であり、次項④に記述した「高等裁判所」が行なった「排斥」による違法が確定であり、その「排斥」の法令違背は後記する「最高法規違憲・違法行為（後記照合）」の確定（後記に詳細主張する、並びに 本紙、弁論の全趣旨・照合。）である。

④ 「高等裁判所」がその当事者に審理を尽くさせない弁論終結の事実は「高等裁判

所」が「調書（甲1の1）の違法の調書と（甲207）同一期日の違法の調書」

の書類・文書の「排斥」「攻撃又は防御の方法」書類・文書の「排斥」その「審理の排斥」「証拠の排斥」「口頭弁論の審理」を「否定」した「排斥」の事実がある（以下「排斥の事実がある」という。）「排斥」をした。

同「排斥」は 書面で準備し（当然口頭弁論期日において）裁判所に提出しなければならない規定に違背した「口頭弁論は、書面で準備しなければならない（民

「訴法161条1項」該当違法適用から「準備書面には、次に掲げる事項を記載する（民訴法161条2項）」並びに上記「攻撃又は防御の方法」の書類・文書の「排斥」があるから「攻撃又は防御の方法（民訴法161条2項1号）」該当違法適用である。（以下「同条文（民訴法161条2項1号）」という）。

上記「排斥の事実がある」書類・文書の「排斥」は 攻撃防御の方法の書類であるから 口頭弁論の期日において「（攻撃防御の方法の提出時期）攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない（民訴法156条）」該当違法適用である。

- ⑤「高等裁判所」が一回の口頭弁論の開催をもって弁論終結したこと、その時点で「高等裁判所」は当事者（控訴人）に審理を尽くさせない極めて重大な不当違法違憲該当を「排斥」して、被控訴人新井賢治に有利な判決、並びに 控訴人に対し賠償請求を否定し、幫助の罪等該当の罪がある 棄却判決（甲8）をした。

【5】被控訴人の答弁書や準備書面がない

- ①【5】の被控訴人の答弁書や準備書面がない（以下「被控訴人の答弁書や準備書面がない」という。）ことは 本来被控訴人の答弁書は裁判所に提出されるべきであるが、「高等裁判所」が口頭弁論期日において、同裁判所は 被控訴人に被控訴人の答弁書や準備書面を提出することを命じなかった。
- ② 被控訴人の答弁書や準備書面がないにもかかわらず「高等裁判所」の裁判官らは平成11年10月27日に初めての口頭弁論を開催し、その同日に弁論終結を言い渡した（判決書、甲8・13頁参照）。
- ③「高等裁判所」が上記弁論の終結を言い渡したその時点で 訴訟行為（争いの審理）を打ち切った弁論の終結は 当事者の争いの口頭弁論の否定であり、次項④に記述の「高等裁判所」が行なった「排斥」による違法が確定であり、その「排

斥」の法令違背は後記する「**最高法規違憲・違法行為**（後記照合）」の確定（後記に詳細主張する、並びに 本紙、弁論の全趣旨・照合。）である。

- ④「高等裁判所」がその当事者に審理を尽くさせることなく1回で弁論終結したこと、「高等裁判所」に必要な**被控訴人の答弁書や準備書面がない**ことは 同書類・文書の「排斥」であり「攻撃又は防御の方法」書類・文書の「排斥」その「審理の排斥」「証拠の排斥」「口頭弁論の審理」を「否定」した「排斥」の事実がある（以下「**排斥の事実がある**」という。）「排斥」をした。

同「排斥」は 書面で準備し（当然口頭弁論期日において）裁判所に提出しなければならない規定につき裁判所が違背した「**口頭弁論は、書面で準備しなければならない（民訴法161条1項）**」該当違法適用から「**準備書面には、次に掲げる事項を記載する（民訴法161条2項）**」並びに上記「攻撃又は防御の方法」の書類・文書の「排斥」があることは裁判所による争訟権利の否定・提出すべき文書の否定であり「**相手方の請求及び攻撃又は防御の方法に対する陳述（民訴法161条2項2号）**」該当違法適用である。

「**答弁書その他の準備書面は、これに記載した事項について相手方が準備するのに必要な期間において、裁判所に提出しなければならない（民訴規79条1項）**」 該当違法適用、並びに 上記「**排斥の事実がある**」書類・文書の「排斥」は 攻撃防御の方法の書類であるから 口頭弁論の期日において「**（攻撃防御の方法の提出時期）攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない（民訴法156条）**」該当違法適用である。

- ⑤「高等裁判所」が一回の口頭弁論の開催をもって弁論終結したこと、その時点で「高等裁判所」は当事者に審理を尽くさせない極めて重大な不当違法違憲該当を「排斥」して、被控訴人新井賢治に有利な判決、並びに 控訴人に対し賠償請求

を否定し、幫助の罪等該当の罪がある 棄却判決（甲 8）をした。

（上記【1】ないし【5】の陳述につき、以下「【1】ないし【5】」いう。）

上記「【1】ないし【5】」には、「攻撃又は防御の方法（民訴法 161 条 2 項 1 号）」該当違法適用があり、上記第 2 ① 再審の事由 該当である。

《上記まとめ》

- ① 上記【1】ないし【5】の陳述の原因理由は、別件訴訟の控訴人は、適法に訴訟上に提出した上記【1】ないし【5】陳述内容は「9号、判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱とは、職権調査事項であると否とを問わず、当事者が適法に訴訟上提出した攻撃防御方法たる事項で、当然判決の結論に影響のあるものに対し、判決理由中で判断を示さなかった場合である（大判昭 7・5・20 民集 11-1005）」判例違反該当であり（甲 132 の 3、（4）9号・照合）に該当し、次項 ② ① 再審の事由（上記 5 頁）から転記、条令「同条文（民訴法 338 条 1 項 9 号）」該当違法適用である。
- ② ①再審の事由（上記 5 頁）から転記、再審の事由、条令「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民訴法 338 条 1 項 9 号）」該当違法適用である（以下「民訴法 338 条①9」という。）（詳細は 前記 5 頁、① 再審の事由・照合）。
- ③ その請求の原因は
東京高等裁判所裁判官らは、上記のとおり「控訴人」に対し、上記違法や違憲（後記・参照）の判決をもって事実誤認不当違法違憲の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決（甲 8）を不当取得させた。（本紙、弁論の全趣旨・照合）。
- ④ 上記【1】ないし【5】は多くの違法違憲がある棄却判決（甲 8）をした。

控訴人に対し、事実誤認不当違法違憲の当該不利益処分による騙取の棄却の確

定詐害判決（作為）を不当取得させた。さらに【1】ないし【5】の各④には「攻撃又は防御の方法（民訴法161条1項）」不当違法、の記載がある。

⑤ 上記【1】ないし【5】原因理由は上記③④の確定判決の騙取「(判決の無効) 当事者が詐害的意図の下に、相手方の訴訟手続への関与を妨げたり、裁判所が（を変更がに）欺罔（ぎもう）したりして、本来あり得べからざる内容の確定判決を取得して執行したときには、損害を被った相手方は、再審の訴えを提起し得る場合でも、別訴で不法行為による損害賠償を請求できる（最判昭44・7・8民集23・8・1407民訴百選五判86）」判例該当適用である。

⑥ さらに 本件には、最高法規「同条文「違憲（憲法98条①）」により既判力の効力は 無効であり、取消し破棄する。（本紙、弁論の全趣旨・照合）。

⑦ 上記③ないし⑥の理由から 既判力は無効である。すなわち条規「確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する（民訴法114）」の効力は無効（違憲「憲法98条①」）である。取消し破棄する。

〈上記まとめ〉

上記 東京高等裁判所の上記（①ないし⑦）の原因理由は、上記再審の事由9号に基づく、再審の事由がある。

「裁判所は、再審の事由がある場合には、再審開始の決定をしなければならない（民訴法346①）」該当適用である。

最高裁判所は速やかに再審開始決定をして 本件容認の判決を求める。

（6）別件訴訟の控訴審の違法等につき 前々訴訟判決結果を引用して陳述する

（あ）別件訴訟の控訴審受訴裁判所の違法行為

平成18年（ワ）第22278号（甲94）引用、

判決（甲94）、（2頁上から13行目から）

第3 当事者の主張 1 請求原因

(1) 別件訴訟の受訴裁判所の違法行為 イ 別件訴訟控訴審

① 原告若竹は、平成11年3月25日、上記第一審の判決に対して控訴した（東京高裁平成11年（ネ）第4089号）。しかし、控訴審裁判所は、第一審裁判所から連絡を受け、上記違憲・違法を知らながらこれを無視し、また、原告 **WT** に主張を尽くさせることなく、1回で結審し、同年12月20日、第一審裁判所と同様に、上記不当な本件尋問調書に基づき、控訴を棄却するという不当な判決をした。

（上記につき、上告人らは引用内容の事実を認める。）

上記に続く、

② 上記控訴審裁判所の行為は、第一審裁判所の違憲・違法を幫助するもので、最高法規である97条ないし99条に違反し職権濫用である

（上記につき、上告人らは引用内容の事実を認める。）

上記のとおりからの罪違法最高法規違憲がある。上記①②につき以下陳述する。

〈i〉 **控訴審の違法**、上記 **(あ) ①**の引用、「しかし、控訴審裁判所は、第一審裁判所から連絡を受け、上記違憲・違法を知らながらこれを無視し、また、原告 **WT** に主張を尽くさせることなく、1回で結審し、同年12月20日、第一審裁判所と同様に、上記不当な本件尋問調書に基づき、控訴を棄却するという不当な判決をした。」) 上記引用の「第一審裁判所と同様に、上記不当な本件尋問調書に基づき、控訴を棄却するという不当な判決をした」とは、上記のとおり、第一審裁判所と同様に不当な判決をした。その 同様に不当な判決とは、幫助した罪及び証拠隠滅罪並びに虚偽公文書作成及び同行使罪に当たり、また、職権濫用かつ信義則違反であり、違法である。に該当し、下記に追認の主張をする。

〈ii〉 上記不当な判決をしたとは、上記控訴審の【1】ないし【5】のすべての書類・文書を「排斥の事実がある」「排斥」した理由があること、上記〈i〉の第二審裁判所と同様に、から、同判決（甲8）には 以下すべての罪違法違憲がある。

③ 上記【1】ないし【5】には多くの罪該当、違法該当、違憲該当である。

ア 証拠隠滅罪「他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する（刑法104条）」罪適用違法である。

イ 判決書（甲8）主文棄却は 上記【1】ないし【5】の違法から、虚偽公文書作成及び同行使（本紙、弁論の全趣旨・照合）、虚偽公文書作成の罪 「（虚偽公文書作成等）公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による（刑法156条）」罪適用違法である。

ウ 控訴審の違法（甲8）は 虚偽も偽造も同様から 虚偽文書の行使であり、他人に使用して示したこと「偽造（挿入・虚偽）文書の行使は、その原本を他人に示すことによって成立する（大判明43・8・9形録一六・一四五二）」判例違反適用又は類推解釈判例違反適用である。

エ 控訴審の違法の判決書（甲8）には東京高等裁判所、裁判長裁判官伊藤瑩子、裁判官鈴木敏之、裁判官小池一利の署名があり、判決（甲8）には「右正本である」証明がある。

オ 上記エの同印章又は署名の有無により区別して前二条の例による（刑法156条）とは、判決（甲8）は さらに公務所の公務員の作成すべき文書を偽造した公文書の偽造の文書であり 本条「（公文書偽造等）行使の目的で、公務所

若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は一年以上十年以下の懲役に処する（刑法155条1項）」罪適用違法である。

カ 上記とおり罪等適用があり、控訴審の判決（甲8）の違法の文書を使用した者、上記エの裁判官らである。偽造公文書・変造公文書・虚偽公文書を作成して、事実でない虚偽公文書の罪 「(偽造公文書行使等) 第一百五十四条から前条までの文書を使用した者は、その文章を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書を作成し、又は不実記載させた者と同一の刑に処する（刑法158条1項）」罪適用違法である。

キ 上記とおり 罪等適用があり 控訴審の違法の判決（甲8）の「違法」文書を使用した者、上記エの裁判官らである。職権の濫用「(公務員職権濫用罪) 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する（刑法193条）」罪適用違法である。

ク 上記とおり罪適用違法があり、控訴審の違法の判決（甲8）の違法文書を使用した者、上記ウ、裁判官らには信義則違反の信義誠実の原則「(基本原則) 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない（民法1項2項）」違法適用である。

ケ 上記アないシクの罪や違法があることは、以下の最高法規違憲である。

高等裁判所裁判官らは、下記 最高法規違反・違憲該当である。

(7) 別件訴訟控訴審の最高法規違憲、被上告人国には責任重大な責任がある。

以下に追認による陳述する。

- (i) 最高法規 本条 (基本的人権の本質) 「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである (憲法 9 7 条)」違反・違憲がある。

本条は、日本国憲法 前文①「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令——を排除する」条令違反適用であり、前文①「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」条規から、主権ある国民に対し本条「侵すことのできない永久の権利を侵した」「現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである (憲法 9 7 条)」法令違反・違憲である。

- (ii) 最高法規 本条「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない (憲法 9 8 条 1 項)」本条違反・違憲である。(以下「違憲 (憲法 9 8 条①)」という)。

ア 日本国憲法 前文①「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令——を排除する」条令違反適用があり、前文①「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」から、主権ある国民 (別件訴訟控訴人) に対して、裁判所の裁判官

による極めて異常な騙取の棄却判決（甲 8）を不当取得させた。当該裁判官らを任命したのは内閣が任命した責任、加えて全国会議員らの任命した責任がある。

以下に法令適用ないし違法等がある陳述をする。

イ「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣が任命する（憲法 80 条）」該当違憲であり、内閣は重大な任命責任がある。

また「（内閣の組織、国会に対する連帯責任）内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する（憲法 66 条 1 項）」条規、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ（憲法 66 条 3 項）」条規、並びに 国会「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する（憲法 43 条）」条規、「裁判官の罷免の訴追は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う（国会法 126 条 1 項）」規定から、内閣総理大臣や国务大臣、全国会議員でこれを組織する立法権、行政権、ないし 裁判官弾劾法に基づく裁判官訴追委員会の審査権（限定司法権）の違法行為の行使について国会が連帯して責任がある。また「裁判官訴追委員会は国会に設置された国家機関である（裁判官訴追委員会（甲 190）1 ないし 3 行目・照合）。さらに その騙取の棄却判決（甲 8）をした当該裁判官につき「最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する（憲法 79 条）」条規、ないし「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する（憲法 80 条）」条規適用・違反から、[1] 本件事件、当該裁判官らの違法行為の責任は 内閣が任命して 国会が連帯して責任があり、上記理由は 次項の「国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ（憲法 99 条）」違反・違

憲である。上記すべての法令適用の違法違憲等の理由は、「国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない（憲法98条1項）」違反・違憲であり、上記判決（甲8）の効力は無効「違憲（憲法98条①）」取消し破棄する。さらに「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する（憲法43条）」条規から国会に責任があり、全国会議員により裁判官は任命されたこと 次項「国務大臣、国会議員、裁判官は、憲法を尊重し擁護する義務（憲法99条）」該当違憲の不履行がある。よって、内閣の国務大臣、全国会議員らの職務権限は「違憲（憲法98条①）」無効、取消し破棄する。全国会議員は重大な責任があり、その職務の辞任と新構成員の新国会議員らによる国会運営に改革改変されなければならない。

ウ さらに 本条「憲法98条1項」につき、以下に主張する。

- 〈1〉 効力規定〔法〕 法的な効力にかかわる規定。これに反した行為は無効または取消しすることができる（以下「〈1〉 効力規定」という。）。
- 〈2〉 無効〔法〕 法律行為がその目的とした効果を生じないこと（以下「〈2〉 無効」という。）。
- 〈3〉 破棄〔法〕 上訴裁判所（民事は上告審）が上訴に理由があるとして原判決を取消すこと。（挿入、本件主張においては 以下「取消し破棄」という。）。
- 〈4〉 最高法規（憲法98条）・あらゆる法律や命令の上位にある最高の法規。日本国憲法は国の最高法規とされている（憲法98条）（以下「最高法規（憲法98条）」という。）。（上記〈1〉ないし〈4〉は広辞林辞書の引用である）。

上記第一審裁判官並びに控訴審裁判官らが、上記のとおり 法令適用の罪や違法をしたことは、極めて超重大な本条最高法規違憲である。よって棄却判

決（甲7、甲8）および すべての棄却判決・調書決定棄却 並びに 終局の判決、最高裁判所第一法廷、令和元年（オ）第1225号調書（決定）棄却、並びに 最末令和4年（ヤ）第245号調書（決定）令和4年6月22日棄却（甲293）を取消し破棄する。（本紙、後記「全事件」・照合）。

(iii) 最高法規 本条 **（憲法尊重擁護の義務）「——国務大臣、国会議員、裁判官そ**

の他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ（憲法99条）」違反・

違憲である。以下に追認の陳述する。

本件は「**憲法を尊重し擁護する義務を負ふ**」の否定違憲である。本条「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とは、前文①「**そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する**」条規、並びに 前文①「**主権が国民に存すること**」から主権ある国民に対して最高法規違憲行為があり、その違法違憲の判決（甲8）をした当該裁判官らを任命したのは内閣が下級裁判官を任命した「**下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣が任命する（憲法80条）**」該当・違反違憲であり、内閣は重大な任命責任がある。市民国民に対し、同「**福利は国民がこれを享受する**」不履行の責任がある。内閣総理大臣及びその他の国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は 本条憲法を尊重し擁護する義務がありながら、同擁護する義務を否定した違法適用の判決（甲8）である。国民の代表として選ばれた上記国会議員の内閣総理大臣、国会議員の国務大臣、全国国会議員らは、責任ある者（以下「**責任ある者ら**」という。）であり、特に 本条「**福利は国民がこれを享受する**」不履行の責任がある。国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は 本条の憲法を尊重し擁護する義務がありながら、擁護する義務を否定した違法適用は、

[1] 別件訴訟 控訴審裁判官らが、上記のとおり 法令適用の罪や違法の判決（甲8）をしたこと（本紙、第2 弁論の趣旨・照合。）、

それに対し、その本条「擁護する義務」の不履行の本条「同条文（憲法99条）」違反・違憲である。及び「（内閣の組織、国会に対する連帯責任）内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する（憲法66条1項）」条規、及び「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ（憲法66条3項）」条規から、内閣総理大臣や国务大臣、全国会議員でこれを組織する立法権、行政権の行使について国会が連帯して責任がある。及び 国会議員は「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する（憲法43条）」規定から、[1] 別件訴訟 控訴審裁判官らの上記違法の棄却判決（甲8、甲7含む）をした当該裁判官その他公務員は「最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する（憲法79条）」条規、及び「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する（憲法80条）」条規から、[1] 別件訴訟当該裁判官らの違法行為の責任は 内閣が任命した国会が連帯して責任があり、本条「国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ（憲法99条）」違反・違憲である。上記すべての陳述から、全国会議員らに責任がある。内閣総理大臣、国务大臣、全国会議員らの責任は免れない。

《上記まとめ》

ア [1] 別件訴訟 当該裁判官らの違法行為の責任（甲8、含む甲7）は 裁判官らの職務権限による極めて重大な「訴訟手続に重大な瑕疵」、「重要な訴訟手続

の違反」、「違法違憲」ないし「最高法規 97 条ないし 99 条違憲」の違法行為の棄却判決（甲 8）をした（本紙、弁論の全趣旨・照合）。最高法規 97 条ないし 99 条の違憲該当は、主権ある国民から選挙で選ばれた内閣総理大臣、国务大臣、全国会議員らの職務権限の効力は無効である「同条文、違憲（憲法 98 条①）」取消し破棄する。同職務権限は即時停止 二度と同職務ができない無効による責任を免れない。

イ その他確認主張する。 [1] 損害賠償請求事件は、要約、別件訴訟第 1 審の極めて重大な「訴訟手続に重大な瑕疵」、「重要な訴訟手続の違反」した。上訴の控訴審の違法は上記【1】ないし【5】の「排斥の事実がある」書類・文書の「排斥」から極めて重大な「訴訟手続に重大な瑕疵」、「重要な訴訟手続の違反」した。その後の「全事件」の判決、並びに最高裁判所第一小法廷 令和元年(オ)第 1255 号棄却（甲 286）判決棄却、並びに最末令和 4 年(ヤ)第 245 号令和 4 年 6 月 22 日（調書決定）棄却（甲 293）のすべての判決棄却は無効である上記「同条文、違憲（憲法 98 条①）」により取消し破棄する。

別件訴訟 第一審控訴審の裁判官らが上記重大な違法違憲行為の事実から被上告人国が任命した裁判官が違法違憲の判決をした。裁判官らの上記違法行為等の原因による本件損害賠償請求、被上告人国は重大な責任がある。

[1] 本件事件、当該裁判官らの違法行為の責任は 裁判官らの職務権限による極めて重大な「訴訟手続に重大な瑕疵」、「重要な訴訟手続の違反」、「罪違法違憲」ないし「最高法規 97 条ないし 99 条違憲」の違法行為の棄却判決（甲 8・甲 7）をした（本紙、弁論の全趣旨・照合）。最高法規 97 条ないし 99 条の違憲該当は、主権ある国民から選挙で選ばれた内閣総理大臣、国务大臣、全国会議員ら職務権限効力は、無効である「違憲（憲法 98 条①）」取消し破棄する。その責任

は免れない。

本件最高裁判所は、控訴人（本件上告人ら）の本件再審請求の判決による容認
ないし救済をしなければならない（本紙、弁論の全趣旨・照合）。

上記すべての理由は、◆「特別の事情」 上記 [1] 本件事件・上記判決結
果（甲 9 4）引用提示から、上記のとおり 裁判所の罪違法最高法規 9 7 ないし
9 9 条違憲があること「a・公権力の行使該当適用」「c・加害行為該当適用」
の「b・罪違法違憲該当適用」判決書（甲 8・甲 7）の「d・公文書」は国家
社会の妥当性を欠く理由がある。上記は、国家賠償請求に必要とする「特別の
事情」に該当である。

《注釈》上記、主張を明瞭にするため、a, b, c, d, e と記号等を付し「a・
公権力の行使該当適用」、「b・罪違法違憲該当適用」、「c・加害行為該当適用」、
「d・公文書」、「e・不訴追決定処分」と表記する。及び 以下も同様とする。

（8） 本件「全事件」について

本件に至るすべての事件（但し、裁判官訴追委員会の訴追請求事件は除外。）

東京地方裁判所平成 8 年（ワ）第 1 7 0 3 3 号事件（平成 1 1 年 3 月 8 日判決（甲
7））、東京高等裁判所平成 1 1 年（ネ）第 4 0 8 9 号事件（平成 1 1 年 1 2 月 2 0
日判決（甲 8））、東京地方裁判所平成 1 8 年（ワ）第 2 2 2 7 8 号事件（平成 1 9
年 6 月 1 5 日判決（甲 9 4））、東京高等裁判所平成 1 9 年（ネ）第 3 6 5 5 号事件
（平成 1 9 年 1 0 月 3 0 日判決（甲 9 6））、最高裁判所平成 2 0 年（オ）第 2 8 0
号事件（平成 2 0 年 3 月 2 7 日調書決定（甲 9 7））、最高裁判所平成 2 0 年（受）
第 3 2 5 号事件（平成 2 0 年 3 月 2 7 日調書決定（甲 9 7））、最高裁判所平成 2 0
年（ヤ）第 1 1 4 号事件（平成 2 0 年 7 月 7 日調書決定（甲 9 8））、

以上。

今回の公開は ここまでとする。

以下（44～171頁）記載省略

最高裁 判決 決定により 公開する。